

# 鹿嶋市利用者負担額(保育料)基準額表(令和元年10月1日以降)

## (1)1・2号認定(3歳児～5歳児)

全世帯	0
-----	---

## (2)3号認定(0歳児～2歳児) ※[ ]内は第2子の負担額です。

階層区分/年齢区分	0歳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層 生活保護世帯	0		0	
第2階層 非課税世帯	0		0	
第3階層 市民税所得割額 48,600円未満	14,000 〔7,000〕	13,900 〔6,950〕	12,000 〔6,000〕	11,900 〔5,950〕
第4階層 48,600円以上 97,000円未満	24,000 〔12,000〕	23,700 〔11,850〕	22,000 〔11,000〕	21,800 〔10,900〕
第5階層 97,000円以上 169,000円未満	33,000 〔16,500〕	32,600 〔16,300〕	30,000 〔15,000〕	29,600 〔14,800〕
第6階層 169,000円以上 301,000円未満	42,000 〔21,000〕	41,400 〔20,700〕	38,000 〔19,000〕	37,500 〔18,750〕
第7階層 301,000円以上 397,000円未満	51,000 〔25,500〕	50,300 〔25,150〕	45,000 〔22,500〕	44,400 〔22,200〕
第8階層 397,000円以上	66,000 〔33,000〕	65,000 〔32,500〕	58,000 〔29,000〕	57,200 〔28,600〕

## <ひとり親世帯等の減免>

階層区分/年齢区分	0歳児	1・2歳児
第1階層 生活保護世帯	0	0
第2階層 非課税世帯	0	0
第3階層 市民税所得割額 48,600円未満	6,300 〔0〕	5,400 〔0〕
第4階層の一部 48,600円以上 77,101円未満	7,200 〔0〕	6,600 〔0〕

ひとり親世帯等について、市民税の所得割額が77,101円未満の場合は負担額が軽減されます。

※3号認定の子どもについて、きょうだいと同時に認定を受けているときは、多子世帯の軽減により第2子が半額、第3子以降は無料になります。

ただし、市民税の所得割額が57,700円未満の場合、きょうだいが成年に達していても、生計が同一であれば最年長の子どもを第1子と数えることができます。

## <その他減免措置・注意など>

- 利用者負担額(保育料)は定期的に改定されます。
- 利用者負担額(保育料)は、入所児童と生計が同一である世帯の市民税の所得割課税額(父母合算)の額と児童の年齢により決まります(ただし、扶養関係による例外もあります。)
- 0歳児から2歳児の利用者負担額(保育料)は、4月と9月の年2回通知があります。  
4月から8月分までは前年度の市民税所得割額から計算した額を、9月から翌年3月分までは当年度の市民税所得割額から計算した額を通知します。  
3歳児以降の利用者負担額(保育料)は入所時に通知します。なお、副食費については、免除対象者のみ4月と9月の年2回通知します。
- 児童の年齢は、入園した年度の4月1日の年齢で決定します。なお、2年度以上継続して入所となる場合、2年度目以降は毎年4月1日現在の年齢で利用者負担額(保育料)を計算します。
- 鹿嶋市独自の制度として、市税と利用者負担額(保育園保育料、放課後児童クラブ保育料、給食費)に未納がない場合、15才以下の子どもが3人以上いる世帯の3番目以降の子どもの利用者負担額(保育料)は0円になります。(制度を利用するには、申請が必要です。)
- 利用者負担額(保育料)を算定するための所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、外国税額控除を控除しない額を適用します。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯や要保護世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者がいる世帯)のことを指します。要保護世帯に該当する場合は、幼児教育課でお手続きが必要になります。
- 未婚のひとり親の方は、申請により保育料の軽減が受けられる場合があります。詳しくは幼児教育課までお問い合わせください。

